

国見町災害対策本部（観月台文化センター内） 電話番号 **024-585-2116** になります。

## ■放射線積算線量計（ガラスバッジ）1回目の測定結果

1回目のガラスバッジの測定結果について、町全体の集計をまとめましたので報告します。

- ◆対象者 町内在住の0歳から中学3年生までの方で、測定を希望した方
- ◆実施方法 バッジ式の放射線積算線量計を、実施期間中24時間身に付けて測定。
- ◆実施期間 平成23年10月1日から11月30日  
※なお、2回目：平成23年12月1日～平成24年1月31日に実施済  
3回目として平成24年2月1日～3月中旬まで実施しています。
- ◆回収状況 1回目については1,087名に配布し、1,086名回収しました。回収率 99.8%
- ◆測定結果 最低値は未検出、最高値は0.6mSvでした。ただし、提出（回収）の遅れから測定期間2カ月以上の方も含まれています。測定値の分布は次のとおりです。

数 値	人 数	割 合
X（未検出）	140名	12.89%
0.1mSv	618名	56.91%
0.2mSv	267名	24.59%
0.3mSv	44名	4.05%
0.4mSv	14名	1.29%
0.5mSv	1名	0.09%
0.6mSv	2名	0.18%

### <結果数値の見方について>

- ・数値が「X(エックス)」の場合、0.05ミリシーベルト未満であることを示します。
- ・数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものです。  
(例) 0.05ミリシーベルト以上、0.15ミリシーベルト未満  
⇒0.1ミリシーベルトと表示
- ・自然放射線は除いた外部被ばく線量を示す数値です。

今回の集計を、専門家で構成されている福島県「放射線と健康」アドバイザリーグループへ助言を依頼しコメントをいただきましたので、あわせて報告します。

### 【アドバイザリーグループからのコメント】

#### 1. 測定結果について

今回の測定は、現状における2カ月の積算線量を把握するためのものでしたが、健康影響が心配されるレベルの線量の方はいませんでした。

#### 2. 被ばくを避ける方法について

外部被ばく\*に関しては、線量が高い場所を知り、普段の生活に不都合が生じない範囲で、そこから距離をとる、あるいはそこにいる時間を短くすることが考えられます。

内部被ばく\*に関しては、日常生活の中でもまんべんなく（偏った、又は同じ食品ばかりを摂取することなく）いろいろな食品をとるように心がけることが大切です。

なお、食品中には、自然界に存在しているカリウム40などの放射性物質が含まれており、これによる放射線を常に受けています。

\*外部被ばくは、身体の外にある放射性物質（線源）から放射線を受けることで、内部被ばくは、飲食や呼吸又は皮膚（傷口）を通して体内に入った放射性物質から放射線を受けることです。

- ◆問い合わせ 保健福祉課保健係 ☎585-2783
- 学校教育課学校教育係 ☎585-2892
- 幼児教育課幼児教育係 ☎585-2119

# ■平成24年産米の作付可否

## 1、平成23年産米の緊急調査結果

福島県が昨年12月から実施している米の緊急調査の結果、国見町においては、すべての旧町村（旧小坂村、旧藤田町、旧森江野村、旧大木戸村、旧大枝村）で100Bq/kgを超える数値が検出されたことから、福島県より平成23年産米の出荷・販売を見合わせるよう要請されています。

## 2、平成24年産米の作付可否

- ① 厚生労働省では食品衛生法上の暫定規制値を本年4月より現在の500Bq/kgから100Bq/kgとする新基準値案を示しています。（2月24日に正式決定した内容では、米は23年産は暫定値とし、24年産の収穫・流通が始まる時期に合わせて10月1日から新基準値になります。）
- ② これを受け、農林水産省では、平成23年産米で放射性セシウムの新基準値である100Bq/kgを超える数値が検出された旧町村では、平成24年産米を生産した場合でも新基準値を超える米が検出される可能性を否定することが出来ないため、県の緊急調査結果に基づき、該当する市町村と協議の上、平成24年産米の作付を制限したいとする考えを示しています。
- ③ これに対し、国見町としては、全面作付するという方針を農林水産省へ伝えていきます。
- ④ 2月16日に開催された国見町地域農業再生協議会臨時総会で「平成24年産米の作付可否」について、ご協議いただいた結果、再生協議会としては、国見町の方針に賛成するとの決定をいただきました。

## 3、今後の対応

- ① 農林水産省としては、福島県と協議し、2月中に作付制限の範囲を決定したいとしています。
- ② 作付の可否について、現時点では町に正式な通知はありませんが、平成24年産米の生産数量目標の配分を2月28日にJA伊達みらいより通知しました。
- ③ 国見町としては、関係機関と連携し、国見町農地等放射性物質除染対策協議会で水田の除染あるいは低減対策を決定いただき、順次、対策を講じていくこととします。

◆問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎585-2986

# ■中小企業・農業者の皆様へ 保証料補助金の受付は3月15日まで

町で実施してきました「国見町東日本大震災中小企業緊急経済対策特別資金保証料補助金」と「国見町東日本大震災農業関連制度資金保証料補助金」については、平成24年3月15日で補助申請の受付を終了します。該当される方は、期限までの申請をお願いします。

◆問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎585-2986

	中小企業緊急経済対策特別資金	農業関連制度資金
補助の対象者	次のいずれかに該当する資金の融通を受けるために、福島県信用保証協会に保証料を支払った中小企業者で、町税等の滞納がなく、必要な申告を怠っていない方 (1) ふくしま復興特別資金 (2) 震災対策特別資金(東北地方太平洋沖地震対策資金) (3) 東日本復興緊急保証制度	次に定める制度資金の融通を受けるために、福島県農業信用基金協会に保証料を支払った農業者で、町税等の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていない方 (1) 農業近代化資金 (2) 金融公庫資金(転貸資金) (3) 農業改良資金(転貸資金) (4) 就農支援資金 (5) 畜産経営特別資金 (6) 農業経営改善促進資金 (7) 農業経営負担軽減支援資金 (8) 畜産疾病経営維持資金 (9) 家畜飼料特別支援資金 (10) 畜産経営維持緊急支援資金 (11) 農家経営安定資金 (12) アグリマイティー資金 (13) アグリスーパー資金 (14) JA農機ハウスローン (15) JA営農ローン (16) 担い手応援ローン (17) 農業生産資金 (18) 災害資金
補助金の額	保証料の補助金の額は、1事業所上限20万円とし1回のみとします。	保証料の補助金の額は、農業者等が基金協会に支払った保証料に相当する額のうち、次に定める額とします。 (1) 認定農業者については、支払った保証料の全額 (2) 前号以外の農業者等については、支払った保証料の10分の5に相当する額

## ■加工食品の放射性物質の自主検査徹底のお願い

出荷前の自主検査をお願いする食品は次のとおりです。

- ①福島県産の農林水産物を原材料とする加工食品であって、製造工程に乾燥、脱水及び加熱等の工程が含まれることにより、原材料由来の放射性物質が濃縮される可能性のある食品  
(例) 野菜・果実等の粉末・乾燥食品、野菜果実等の清涼飲料水、ジャム類、漬物類等
- ②屋外での乾燥工程を有する加工食品  
(例) 凍み豆腐、凍み餅等
- ③稲わら、笹葉及び柏葉等を容器包装として使用する食品  
(例) わら納豆、笹だんご、柏餅等

◆問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎585-2986

## ■医療費の窓口負担、介護保険利用者負担の免除期間が延長されます

### 1、医療費の窓口負担免除

#### ◆免除期間

平成24年9月30日まで

※入院時食事療養費と入院時生活療養費の標準負担額及び療養費（柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術費、治療用器具など）の自己負担額については、平成24年2月29日で終了します。

#### ◆対象者

東日本大震災による被災区域の住民（震災後他市町村に転出した方も含みます。）で、住家が全半壊などに該当し、国民健康保険、後期高齢者医療制度、協会けんぽにご加入の方

※健康保険組合などその他の医療保険にご加入の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

#### ◆その他

- ・国民健康保険、後期高齢者医療制度、協会けんぽに加入されている方で、既に免除証明書をお持ちの方は、有効期限が「平成24年2月29日まで」と記載されていても、引き続き使用できます。
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の全ての住民の方については、免除期間が平成25年2月28日までとなります。

◆問い合わせ 保健福祉課国保係 ☎585-2785

### 2、介護保険利用者負担免除

東日本大震災により被災された方を対象に実施してきました介護保険利用者の1割負担についても、平成24年9月利用分までに延長されました。

なお、対象となるのは、これまで同様「住家が全半壊した方」などとなっています。

※介護保険施設などの食費・居住費などの減免については、平成24年2月29日で終了します。

詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ 保健福祉課長寿介護係 ☎585-2125

### —震災・原発事故などの相談を受付—

福島県弁護士会では、次の被災者支援活動を行っていますので、ご利用ください。

#### ●震災・原発無料電話相談（相談料は無料ですが、通話料はかかります）

◆受付時間 平日午後2時～午後4時

☎024-534-1211、024-925-6511、0242-27-2522、0246-25-0455

#### ●震災・原発無料面談相談（予約制）

◆実施場所 福島、二本松、郡山など県内の7箇所

◆予約をしてください。平日午前10時～午後4時までに☎0120-700-791（フリーダイヤル）へお電話ください。

#### ●原子力発電所事故被害者救済支援センター

◆支援内容 原発事故の被害者救済を支援するため、弁護士を紹介します。（相談は3回まで無料）

◆受付窓口 平日午前10時～午後3時まで ☎024-533-7770

## ■環境放射能測定結果

①各地の放射線量率 (単位：マイクロシーベルト/時)

地区	測定場所	測定条件	2/8	2/15	2/22
小坂	小坂農村総合管理センター(土)	1m	0.34	0.35	0.40
小坂	泉田中集会所(土)	1m	0.78	0.80	0.83
藤田	石母田財産区事務所(アスファルト)	1m	0.47	0.48	0.48
藤田	観月台文化センター(芝生)	1m	1.41	1.44	1.39
森江野	上野台運動公園管理棟(アスファルト)	1m	0.70	0.84	0.81
森江野	森江野町民センター(アスファルト)	1m	0.58	0.56	0.54
森江野	塚野目集会所(アスファルト)	1m	0.96	0.94	0.98
大木戸	大木戸ふれあいセンター(土)	1m	0.75	0.94	0.99
大木戸	貝田駅(土)	1m	0.75	0.82	0.89
大枝	国見東部高齢者等活性化センター(土)	1m	0.24	0.27	0.27

②保育所・幼稚園・小学校・中学校の放射線量率 (単位：マイクロシーベルト/時)

区分	測定場所	測定条件	2/9	2/16	2/23
保育所	藤田保育所	50cm	0.28	0.24	0.31
	小坂季節保育所	50cm	0.21	0.32	0.24
	森江野季節保育所	50cm	0.21	0.18	0.21
	大枝季節保育所	50cm	0.14	0.14	0.14
幼稚園	藤田幼稚園	50cm	0.25	0.24	0.24
	森江野幼稚園	50cm	0.16	0.18	0.18
小学校	小坂小学校	50cm	0.12	0.12	0.13
	藤田小学校	50cm	0.14	0.14	0.14
	森江野小学校	50cm	0.22	0.20	0.21
	大木戸小学校	50cm	0.12	0.14	0.17
	大枝小学校	50cm	0.14	0.14	0.15
中学校	県北中学校	1m	0.11	0.13	0.13

③農地の放射線量率 (単位：マイクロシーベルト/時) ※測定は、地上高1mで実施

測定地点	栽培作物	2/1	2/8	2/15	2/22
小坂	リンゴ	0.90	0.95	1.06	1.22
小坂	モモ	1.08	1.19	1.30	1.45
藤田	プラム	0.75	0.83	0.90	1.02
藤田	キュウリ	0.70	0.72	0.77	0.82
藤田	モモ	0.85	1.01	1.14	1.17
大木戸	サクランボ	0.69	0.79	0.86	0.89
大木戸	りんご	0.58	0.69	0.75	0.79
大枝	カキ	0.48	0.62	0.65	0.69
大木戸	モモ	0.59	0.71	0.79	0.76
大枝	モモ	0.61	0.74	0.78	0.73
森江野	モモ	0.78	0.93	1.01	0.99
森江野	モモ	1.11	1.29	1.32	1.31

### 福島県(国見町)借上げ住宅の申込期限は、平成24年3月30日まで

東日本大震災により、住宅が全壊などにより居住する住宅がない世帯に、福島県が民間住宅の借上げ、住居を提供してきましたが、この福島県(国見町)借上げ住宅の新規申込が平成24年3月30日をもって終了となります。

申込を希望される方は、期限内にお申し込みください。

◆問い合わせ 建設課管理係 ☎585-2972